

## 児童養護施設等の防犯等に係る整備費補助要綱

(通則)

第1条 児童養護施設等の防犯等の整備に要する費用に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において児童福祉施設等とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院及び同法第41条に規定する児童養護施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する児童養護施設等の設置者のうち、当該児童養護施設等において、次条各号に掲げる工事を行うもの
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる工事に要する費用とする。

- (1) 110番直結非常通報装置を設置する工事
- (2) 防犯カメラを設置する工事
- (3) カメラ付きインターホンを設置する工事
- (4) 人感センサーを設置する工事
- (5) その他児童養護施設等の安全対策に必要な工事

(補助金)

第5条 補助金は、予算の範囲内において、補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、その額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該整備の内容について、事前に市長と相談するものとする。

2 前項の相談に当たって、計画図を提出するものとする。

3 市長は、第1項の相談を受けたときは、法令等に基づき、必要な指導を行うものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請の際に補助金等交付申請書に添える書類は見積書とし、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負契約書の写し

(2) 整備箇所の写真

(書類等の整備)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行し、平成28年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。